えていない）状態をいう。

2.「スリープモード」とは、一定時間使用されない時に、自動的に又は手動選択により入る低電力状態をいう。

3.「アイドル状態」とは、オペレーティングシステムやその他のソフトウェアの読込が終了し、ユーザプロファイルが作成され、初期設定によって当該コンピュータが開始する基本アプリケーションに動作が限定されており、スリープモードではない状態をいう。アイドル状態は、長期アイドルモードと短期アイドルモードの２つのモードにより構成される。

4.「長期アイドルモード」とは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面を表示しない低電力状態に移行しているが、作業モードに維持されている時のモードをいう。

5.「短期アイドルモード」とは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面はオン状態で、長期アイドルは開始していないモードをいう。

6.「代替低電力モード」とは、コンピュータが一定時間使用されないときに自動的又は手動選択により入る低電力状態であり、ディスプレイがオフになりコンピュータが機能低下状態に入ることをいう。

各動作モードにおける消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム制度運用細則（令和３年４月施行）　別表第２－１」による。

５　デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンクライアントに係る標準年間消費電力量の算定方法、デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータに係る最大年間消費電力量の算定方法は、以下の式による。

ア．標準年間消費電力量

$E = (8,760/1,000) \times (P_{OFF} \times T_{OFF} + P_{SL} \times T_{SL} + P_{LI} \times T_{LI} + P_{SI} \times T_{SI})$

E：標準年間消費電力量（単位：kWh/年）

P_{OFF}：オフモード消費電力（単位：W）

P_{SL}：スリープモード消費電力（単位：W）

P_{LI}：長期アイドルモード消費電力（単位：W）

P_{SI}：短期アイドルモード消費電力（単位：W）

T_X：表３－１及び表３－２に規定するモード別比率（年間の時間割合）（単位：%）

スリープモードに替わり、代替低電力モード（10W 以下の場合に限る。）を用いるデスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータについては、上記算定式において、スリープモード消費電力（P_{SL}）及び長期アイドルモード消費電力（P_{LI}）の代わりに代替低電力モードを、独立したシステムのスリープモードを持たないシンクライアントについては、上記算定式において、スリープモード消費電力（P_{SL}）の代わりに長期アイドルモード消費電力（P_{LI}）をそれぞれ使用することができる。

イ．最大年間消費電力量

$E_{MAX} = (1 + A_{PSU} + A_{PRXY}) \times (TEC_{BASE} + TEC_{MEM} + TEC_{GR} + TEC_{ST} + TEC_{DIS} + TEC_{SW} + TEC_{MBWS} + TEC_{1G10G} + TEC_{10G})$

E_{MAX}：最大年間消費電力量（単位：kWh/年）

A_{PSU}：表３－３に規定する効率を満たす電源装置に付与される許容値

A_{PRXY}：プロキシ許容値。デスクトップコンピュータ又は一体型デスクトップコンピュータであり、表３－１の備考に示す条件１を満たす場合の許容値は 0.12、条件２を満たす場合は表３－４に規定する代替低電力モードの許容値

TEC_{BASE}：表３－５（デスクトップコンピュータ）、表３－６（一体型デスクトップコンピュータ）又は表３－７（ノートブックコンピュータ）に規定する基本許容値（単位：kWh）

TEC_{MEM}：表３－８に規定するシステム搭載メモリの追加許容値（単位：kWh/ギガバイト）

TEC_{GR}：表３－８に規定する独立型グラフィックス追加許容値（単位：kWh）

TEC_{ST}：表３－８に規定する内部記憶装置（ストレージ）の追加許容値（単位：kWh）

TEC_{DIS}：表３－８に規定する性能強化ディスプレイの追加許容値（単位：kWh）

TEC_{SW}：表３－８に規定する切替可能グラフィックスの追加許容値（単位：kWh）

TEC_{MBWS}：表３－８に規定するモバイルワークステーションの追加許容値（単位：kWh）

TEC_{1G10G}：表３－８に規定するスループット 1GB/秒以上 10GB/秒未満のイーサネットポートを有する場合の追加許容値（単位：kWh）

TEC_{10G}：表３－８に規定する 10GB/秒イーサネットポートを有する場合の追加許容値（単位：kWh）

６　ワークステーションに係る加重消費電力及び最大加重消費電力の算定方法は、以下の式による。

ア．加重消費電力

加重消費電力（W）$= 0.10 \times P_{OFF} + 0.35 \times P_{SL} + 0.20 \times P_{LI} + 0.35 \times P_{SI}$

P_{OFF}：オフモード消費電力（単位：W）

P_{SL}：スリープモード消費電力（単位：W）

P_{LI}：長期アイドルモード消費電力（単位：W）

P_{SI}：短期アイドルモード消費電力（単位：W）

イ．最大加重消費電力

最大加重消費電力（W）$= 0.28 \times (P_{MAX} + N_{HDD} \times 5)$

P_{MAX}：最大消費電力測定値（単位：W）

N_{HDD}：HDD（ハードディスクドライブ）又は SSD（半導体ドライブ）の搭載数

７　シンクライアントに係る最大年間消費電力量の算定方法は、次式による。

$E_{TMAX} = TEC_{BASE} + TEC_{GR} + TEC_{WOL} + TEC_{DIS}$

E_{TMAX}：最大年間消費電力量（単位：kWh/年）

TEC_{BASE}：基本許容値 31kWh

TEC_{GR}：独立型グラフィックス許容値 36kWh

TEC_{WOL}：ウェイクオンラン（WOL）許容値 2kWh

TEC_{DIS}：表３－８に規定する一体型デスクトップコンピュータに対する一体型ディスプレイ許容値（単位：kWh）

ただし、TEC_{GR}、TEC_{WOL} 及び TEC_{DIS} の許容値の加算については、出荷時に初期設定で有効にされている場合に限る。

８　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

９　判断の基準③については、パーソナルコンピュータに適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の付属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものと